

① やむを得ない理由がなく、失効後6か月以内のかた

- ※1 有効期限が切れた運転免許で運転をすると、**無免許運転**となります。
- ※2 この手続きは「埼玉県内」に住民登録をしている方が対象です。
- ※3 手続きには本人であることを確認できる書類が必要で、提示が無い場合手続きができません。
例 健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード[マイナンバーカード]等
- ※4 必要書類が不足していると受付できませんのでご注意ください。
- ※5 過去に交通違反・事故があり、行政処分の対象となっている方で、まだ行政処分を受けていない方、再試験の該当となっている方、有効期限が切れた後、交通事故・違反がある方は、運転免許証が交付されない場合があります。

1 手続き

受付場所	運転免許センター1階（試験棟）
受付日時	○ 月曜日から金曜日まで(平日) ※ 祝日・休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除く ○ 午後1時00分～ 午後1時45分

※申請書類の作成に約15分程度かかります。
受付時間に遅れると手続きができませんので、早めの来庁をお勧めします。

2 手数料

申請手数料	交付手数料	講習区分	講習手数料	講習時間
1,900円 ○申請する免許種別ごとに手数料が必要です。	2,050円 ○2種目以上の場合は1種目につき200円加算されます。	一般	800円	60分
		違反等	1,350円	120分

- ※ 講習を受講しないと、免許証は交付されません。
- ※ 講習区分は、「更新のお知らせ」のはがきと異なる場合があります。
- ※ やむを得ない理由がない方の講習は「一般」又は「違反」のいずれかになります。

3 必要書類

- 本籍地記載の住民票**(個人番号が記載されていないもので、コピー不可)
 - ※ 外国籍の方は**住民票(全部記載《個人番号は除く》コピー不可)**及び在留カードなど
- 失効した運転免許証
- 申請用写真 1枚
(申請前6か月以内に撮影されたもので、無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル×横2.4センチメートル、白黒・カラーを問いません)
- 本人であることを確認できるもの
(健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード[マイナンバーカード]等)
- 「更新のお知らせ」のはがき(無くても手続きはとれます)
- 70歳以上の方は「高齢者講習終了証明書」等
- 眼鏡・補聴器等を使用している方は眼鏡・補聴器